

卸売市場法第4条5項6号ハに基づく公表

○卸売市場法に定める遵守事項以外の遵守事項

規程：盛岡市中央卸売市場業務規程

事項		業務規程の内容	理由
第三者販売	報告制	第60条 卸売業者は、仲卸業者及び売買参加者以外の者に対して相対取引による卸売をしたときは、規則で定めるところにより、市長へ報告しなければならない。	卸売業者の取引の実態を把握するため。
	せり・入札の制限	第49条 卸売業者は、市場における卸売の業務については、仲卸業者及び売買参加者以外の者に対してせり売又は入札の方法による卸売をしてはならない。	市場の調整機能の維持を図るとともに、取引を円滑にするため。
商物分離	報告制	第61条 卸売業者は、市場内にある物品以外の物品の卸売をした場合は、規則に定めるところにより、市長に報告しなければならない。	卸売業者の取引の実態を把握するため。
直接集荷	報告制	第62条 仲卸業者は、その許可に係る取扱品目の部類に属する生鮮食料品等を卸売業者以外の者から買い入れて販売したときは、規則に定めるところにより、市長に報告しなければならない。	仲卸業者の取引の実態を把握するため。
卸売販売の時刻		第4条 2 卸売業者（第6条第1項の許可を受けた者をいう。以下同じ。）の行う卸売のための販売開始時刻及び販売終了時刻は、前項の開場の時間の範囲内で市長が定める。	公正・公平な取引の確保と市場の適正な管理運営のため。
保証金の預託		第9条 2 卸売業者は、保証金を預託した後でなければ卸売の業務を開始してはならない。	安定的な業務運営を確保するため。
		第27条 2 仲卸業者は、保証金を預託した後でなければその業務を開始してはならない。	安定的な業務運営を確保するため。
帳簿の区分経理		第17条 卸売業者は、市場における取引について、自己の計算による取引と委託者の計算による取引とをそれぞれ勘定を設けて経理しなければならない。	受託販売取引を適正に管理するため。
せり人登録証の携帯とせり人章の着用		第22条 せり人は、せり売のせりに従事するときは、登録証を携帯するとともに、規則で定めるせり人章を着用しなければならない。	公正・公平な取引の確保とせり売の業務を適正、かつ、円滑に行うため。
事業報告書の提出		第30条 仲卸業者は、次の各号に掲げる区分に従い、規則で定めるところにより、当該各号に定める日現在において作成した事業報告書をその日から起算して90日を経過する日までに、市長に提出しなければならない。 (1) 法人である仲卸業者 毎事業年度の末日 (2) 個人である仲卸業者 毎年12月31日	仲卸業者の財務の状況等を把握するため。

事項	業務規程の内容	理由
売買取引の単位	第47条 売買取引の単位は、重量による。ただし、これと異なる取引慣習があるときは、市長は、重量以外の単位を承認することができる。	公正・公平な取引と円滑な取引を確保するため。
受託契約約款の届出等	第50条 業者は、市場における卸売のための販売の委託の引受けについて受託契約約款を定めたときは、遅滞なく、その旨を市長に届け出るとともに、インターネットの利用その他の市長が適当と認めた方法により公表しなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。	公正・公平な取引を確保するため。
	第51条 卸売業者は、前条第1項の受託契約約款を卸売場又は主たる事務所の見やすい場所に掲示しなければならない。	円滑な取引を確保するため。
受託物品の検収	第52条 卸売業者は、受託物品（卸売をする物品のうち、市場外で引渡しをする受託物品（以下この条において「市場外引渡物品」という。）を除く。）の受領に当たっては、検収を確実にし、受託物品の種類、数量、等級、品質等について異状を認めるときは、規則で定めるところにより、市長の指定する検査員の確認を受け、その結果を物品受領通知書又は売買仕切書に付記しなければならない。ただし、受託物品の受領に委託者又はその代理人が立ち会っていてその了承を得られたときは、この限りでない。	公正・公平な取引を確保するため。
	2 市場外引渡物品の受領に当たっては、卸売業者又は委託者から当該市場外引渡物品の引渡しを受ける者のうち卸売業者から当該市場外引渡物品の検収を行うよう委託を受けた者が検収を確実にし、当該市場外引渡物品の種類、数量、等級、品質等について異状を認めるときは、規則で定めるところにより、市長の指定する検査員の確認を受け、その結果を物品受領通知書又は売買仕切書に付記しなければならない。	公正・公平な取引を確保するため。
	3 卸売業者は、受託物品の異状については、第1項ただし書きに規定する場合を除き、前2項の確認を受け、その証明を得なければ委託者に対抗することができない。	公正・公平な取引を確保するため。
販売原票の作成等	第53条 卸売業者は、取扱物品を卸売したときは、規則で定めるところにより、販売原票を作成しなければならない。	公正・公平な取引を確保するため。
卸売をした物品の相手方の明示及び引取り	第54条 卸売業者は、規則で定めるところにより、その卸売をした物品を買い受けた仲卸業者又は売買参加者その他の買受人が明らかになるよう措置しなければならない。	公正・公平な取引を確保するため。

事項	業務の規程の内容	理由
	2 仲卸業者及び売買参加者その他の買受人は、卸売業者から卸売を受けた物品を速やかに引き取らなければならない。	円滑な取引を確保するため。
販売の委託の引受けの禁止	第55条 仲卸業者は、市場内においては、その許可に係る取扱品目の部類に属する生鮮食料品等について販売の委託の引受けをしてはならない。	安定的な取引と適正な価格形成を確保するため。
売買取引の制限	第56条 せり売又は入札の方法による卸売の場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、市長は、その売買を差し止め、又はせり直し若しくは再入札を命ずることができる。 (1) 談合その他不正な行為があると認めるとき。 (2) 不当な値段を生じたとき、又は生ずるおそれがあると認めるとき。	公正・公平な取引を確保するため。
衛生上有害な物品の売買禁止等	第57条 市長は、衛生上有害な物品が市場に搬入されることがないように努めるものとする。 2 衛生上有害な物品は、市場内において売買し、又は売買の目的をもって所持してはならない。 3 市長は、前項に該当する物品があると認めるときは、その物品の売買を差し止め、又は市場外へ撤去を命ずることができる。	安全・安心な取引を確保するため。
売買取引結果等の報告	第58条 卸売業者は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項について、規則で定める時までに、市長に報告するとともに、インターネットの利用その他の市長が適当と認めた方法により公表しなければならない。	公正・公平な取引の確保と売買取引の実態を把握するため。
卸売代金の変更の禁止	第67条 卸売業者は、卸売をした物品の卸売代金の変更をしてはならない。ただし、規則で定めるところにより、市長の指定する検査員が正当な理由があると確認したときは、この限りでない。	公正・公平な取引を確保するため。
無許可営業の禁止	第85条 卸売業者、仲卸業者及び関連事業者がそれぞれの許可を受けた業務を行う場合並びに市長が必要と認めた者が営業行為を行う場合を除くほか、市場内においては、物品の販売その他の営業行為をしてはならない。 2 市長は、前項の規定に違反した者に対しては、市場外に撤去を命ずることができる。	公正・公平な取引の確保と市場の適切な管理運営のため。
市場への出入等に対する指示	第86条 市場への出入、市場施設の使用又は物品の搬入、搬出及び場内の運搬については、市長の指示に従わなければならない。 2 市長は、前項の指示に従わない者に対しては、市場への出入り、市場施設の使用又は物品の搬入、搬出及び場内の運搬を禁止することができる。	円滑な取引の確保と市場の適切な管理採井のため。

事項	業務規程の内容	理由
市場秩序の保持等	<p>第87条 市場へ入場する者は、市場の秩序を乱し、又は公共の利益を害する行為を行ってはならない。</p> <p>2 市長は、市場の秩序の保持又は公共の利益の保全を図るため必要があると認めるときは、市場入場者に対し入場の制限その他必要な措置をとることができる。</p>	<p>円滑な取引の確保と市場の適切な管理運営のため。</p>